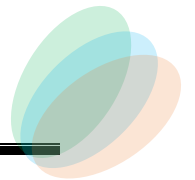


第4章 将来の事業環境の予測



4.1 給水人口・給水量の見通し

4.1.1 給水人口の見通し

1) 行政区域内人口の見通し

今後の人口の見通しは今後 10 年間は増加傾向を示しており、令和 12 年度から令和 17 年度までは横這いを示し、令和 18 年度から減少傾向に転じると予想されます。

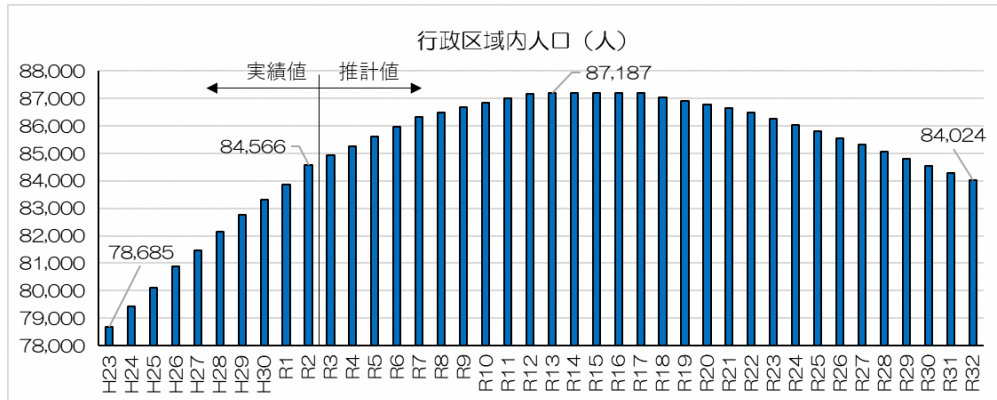


図 4.1-1 行政区域内人口の見通し

実績最新年度 (令和 2 年度)	計画目標年度 (令和 13 年度)	推計最終年度 (令和 32 年度)
84,566 人	87,187 人	84,024 人

2) 給水人口の見通し

今後の給水人口の見通しは、普及率 99.9% であることから、行政区域内人口と同様の傾向を示し、今後 10 年間は増加傾向を示し、令和 12 年度から令和 17 年度までは横這い、令和 18 年度から減少傾向に転じると予想されます。

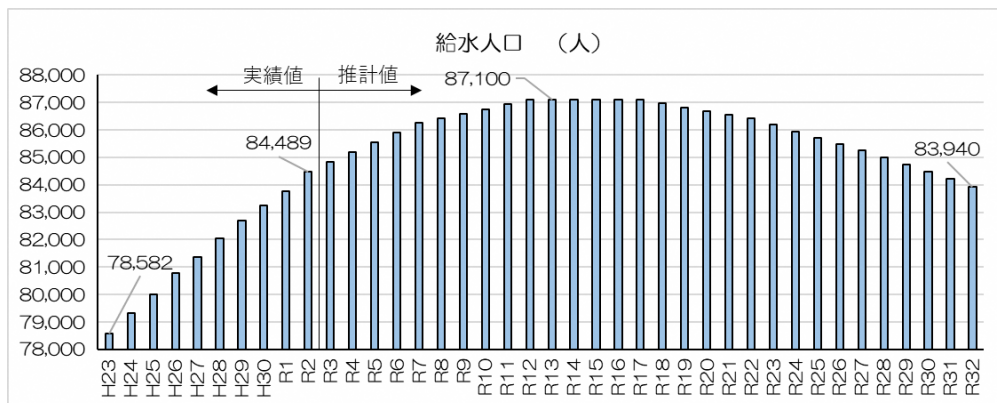


図 4.1-2 給水人口の見通し

実績最新年度 (令和 2 年度)	計画目標年度 (令和 13 年度)	推計最終年度 (令和 32 年度)
84,489 人 (令和 2 年度)	87,100 人 (令和 13 年度)	83,940 人 (令和 32 年度)

4.1.2 給水量の見通し

1) 生活用原単位の見通し

生活用原単位は、平成23年度からの10年間で約24L/人/日減少しています。生活様式の変化や節水機器の普及、節水意識の向上によるものと思われ、今後も緩やかに減少傾向を示すと思われます。

しかしながら、コロナ禍におけるテレワークの推進など働き方の変化により、水需要が増加することも考えられます。

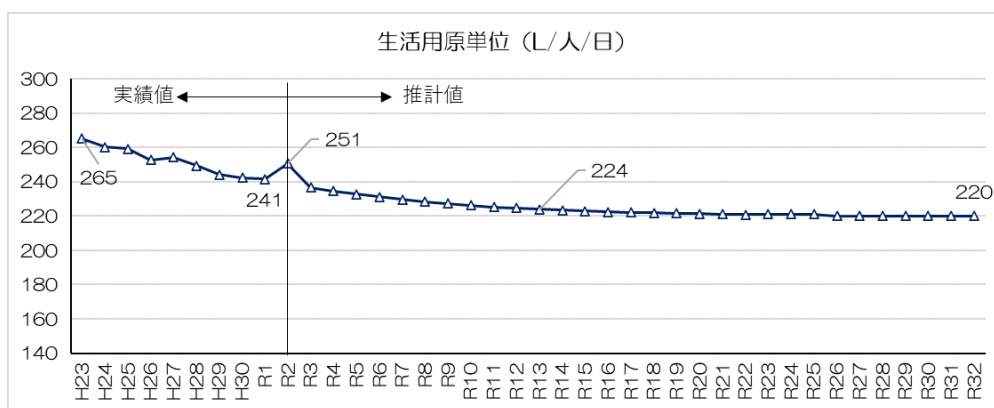


図 4.1-3 生活用原単位の見通し

2) 給水量の見通し

給水量の見通しは、生活用水量に業務・営業用水量と工場用水量を加算し算出します。

生活用水量は、給水人口が増加傾向を示すものの、生活原単位が減少傾向を示すことから、人口が増えても生活用水量は減少していきます。

また、業務・営業用水量は、緩やかに増加または横這いを示すと考えられ、工場用水量は、企業進出により一時的に増加しても、その後は横這いを示すと考えられます。

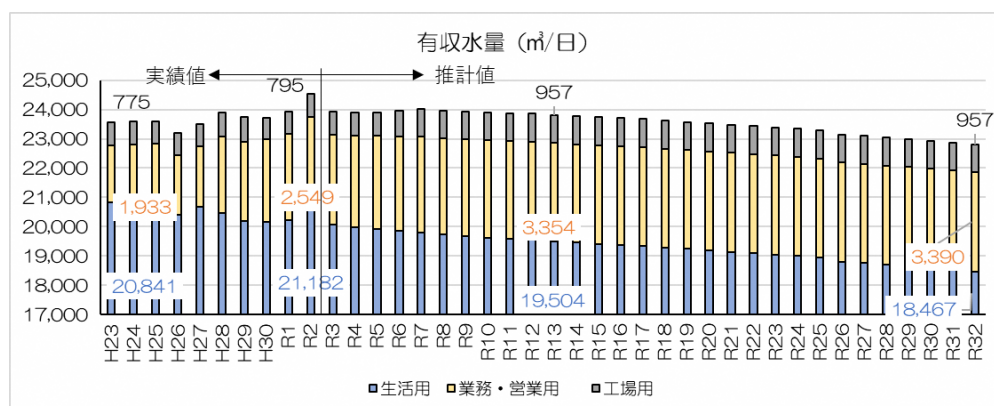


図 4.1-4 有収水量の見通し

用途別水量	実績最新年度 (令和 2 年度)	計画目標年度 (令和 13 年度)	推計最終年度 (令和 32 年度)
生活用水量	21,182m ³ /日	19,504m ³ /日	18,467m ³ /日
業務・営業用水量	2,549m ³ /日	3,354m ³ /日	3,390m ³ /日
工場用水量	795m ³ /日	957m ³ /日	957m ³ /日
有収水量	24,526m ³ /日	23,815m ³ /日	22,814m ³ /日

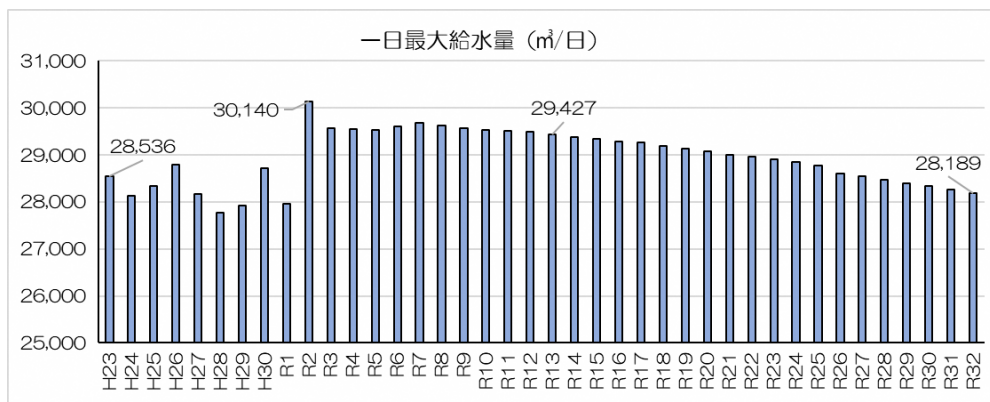


図 4.1-5 一日最大給水量の見通し

実績最新年度 (令和 2 年度)	計画目標年度 (令和 13 年度)	推計最終年度 (令和 32 年度)
30,140m ³ /日	29,427m ³ /日	28,189m ³ /日

<まとめ>

- ・ 給水人口の実績傾向は、増加傾向にあります。
ただし、行政区域内人口の増加率が鈍化し、また自然増加率は減少傾向にあることから、将来的に人口は減少することが予想されます。
- ・ さらに、1世帯当たりの人員数の減少や少子高齢化による年齢構成の変化が見られます。
一般的に、核家族化などの影響で世帯当たり人員数が減少することで、一人当たりの使用水量は増加しますが、節水機器の普及等によって生活用原単位は、今後も減少することが予想されます。
また、ここ5年間の年齢構成の比率の変化は、生産年齢人口は横這いを示し、14歳以下の人口比は減り、65歳以上の人口比は増加しており、生活用原単位は、今後も減少することが予想されます。
- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延によるテレワークの推進など働き方の変化や、生活様式の多様化等、社会情勢の変化によって、今後、水需要が増えることも考えられます。
- ・ 本ビジョンにおいて、今後30年間の水需要予測を行いました。
上記のことから、今後の人口動態や取り巻く環境の変化、時代の情勢などにより、ここ10年間は給水人口が増えますが、生活用原単位の減少により、給水量は減少していきます。

4.2 更新需要の見通し

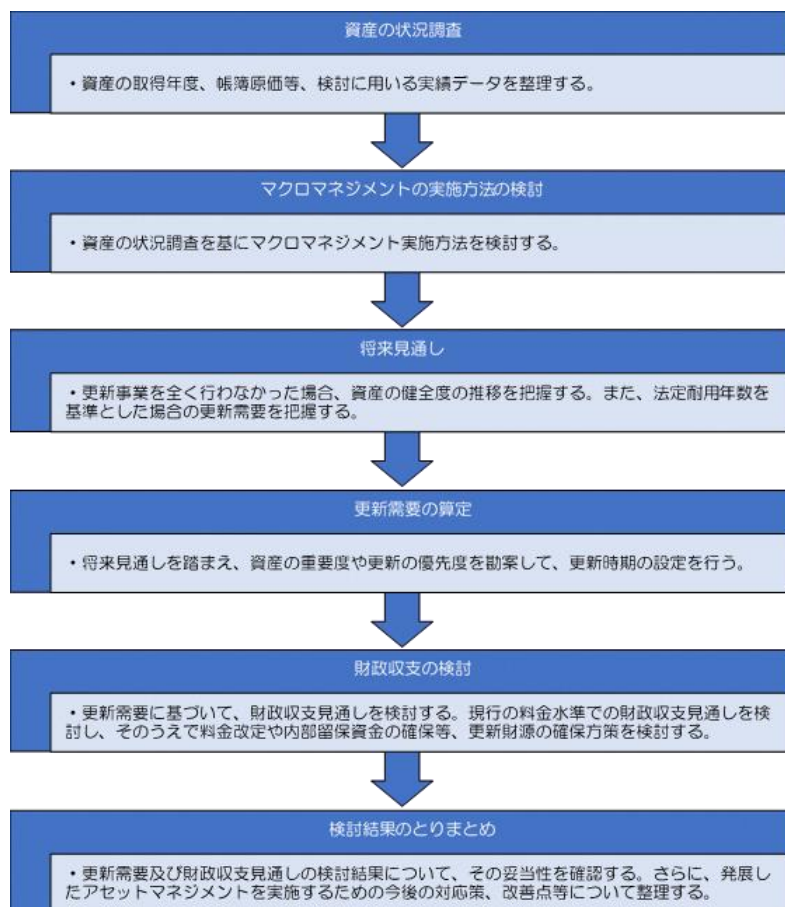
水道事業は、大規模な更新・再構築の時期を迎えているが、人口減少に伴いこれまで通りの給水収益が見込まれない中、更新投資額が減少傾向にある一方で、将来の資金確保が難しくなります。そのため、施設の老朽化の進行や財政状況の悪化が懸念されています。

こうした中で、持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点に立ち、施設整備・更新需要の見通しを検討し、財政収支の見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業実行の可能性を担保するためアセットマネジメントを実施します。

4.2.1 更新需要の検討

1) 検討フロー

アセットマネジメントは厚生労働省が作成した「簡易支援ツール Ver2.1」を用いて以下のフローに基づいて実施します。



2) 資産の状況調査

① 構造物及び設備の資産状況

本市の構造物及び設備の資産額は、全体で約52億円となり、土木資産が最も多くの割合を占めています。

表 4.2-1 資産額内訳

工種	資産額	割合
建築	470,403 千円	9.1%
土木	2,576,169 千円	49.6%
電気	1,596,307 千円	30.8%
機械	416,309 千円	8.0%
その他*	128,823 千円	2.5%
計	5,188,011 千円	100.0%

※有形固定資産のうちどの工種にも分類できないもの

出典：固定資産台帳 令和2年3月

取得年度別の資産額は、配水池建設年度の平成15年度～平成16年度に集中しており、平成17年度以降の帳簿原価は30,000千円程度で推移しています。

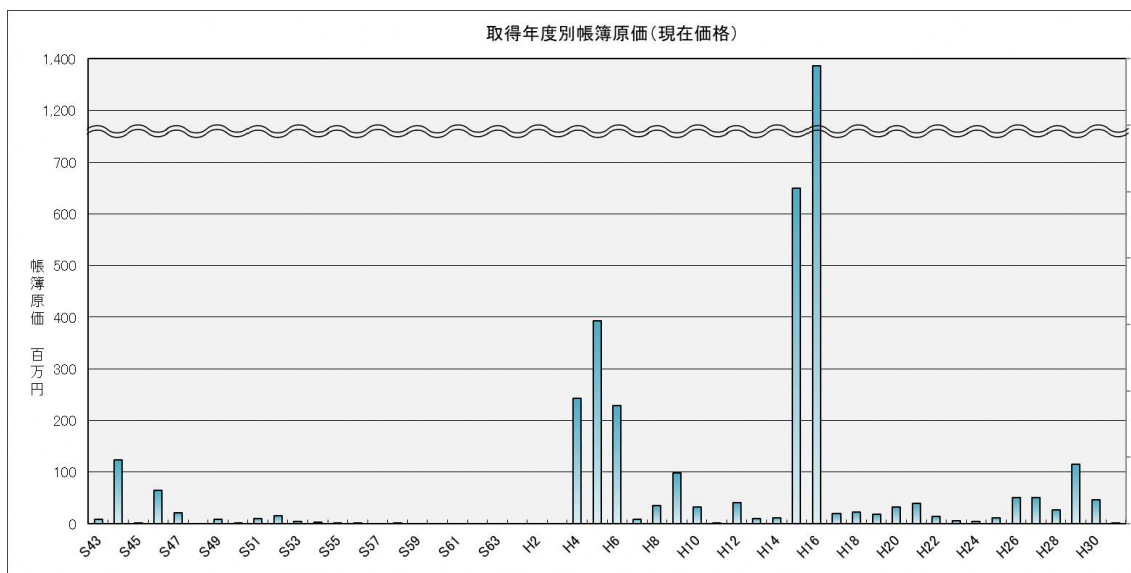


図 4.2-1 取得年度別帳簿原価(現在価格)

② 管路の資産状況

管路の資産は、マッピングデータを基に整理します。本市の管路総延長は約433.1km（φ75 mm以上 385.5km）であり導水管、送水管、配水管の内訳は表 4.2-2 に示す通りです。

表 4.2-2 管路延長内訳

管路種別	管路延長	割合
導水管	0.8 km	0.2%
送水管	1.1 km	0.3%
配水本管※	28.2 km	6.5%
配水支管	398.6 km	92.0%
排水管	4.4 km	1.0%
計	433.1 km	100.0%

※配水本管はφ250以上の配水管

※φ30mm以下の管路は給水管とみなし延長集計からは除く

資産額では、全体で約337億円となり管路別には配水支管が約87%の割合を占めています。

表 4.2-3 資産額内訳

管路種別	資産額	割合
導水管	107,505 千円	0.3%
送水管	138,963 千円	0.4%
配水本管※	3,715,962 千円	11.0%
配水支管	29,403,896 千円	87.3%
排水管	299,639 千円	1.0%
計	33,665,965 千円	100.0%

※配水本管はφ250以上の配水管

※φ30mm以下の管路は給水管とみなし延長集計からは除く

また、本市のマッピングデータは、不明管路が全体の約3割程度（約141km）を占めており、布設時期が昭和64年以前であると想定されることから、管種別に不明管の延長を均等配分しました。

布設年度別では、平成12年度をピークに年々減少傾向であり、直近10か年で毎年約5km程度施工（民間施工分含む）されています。

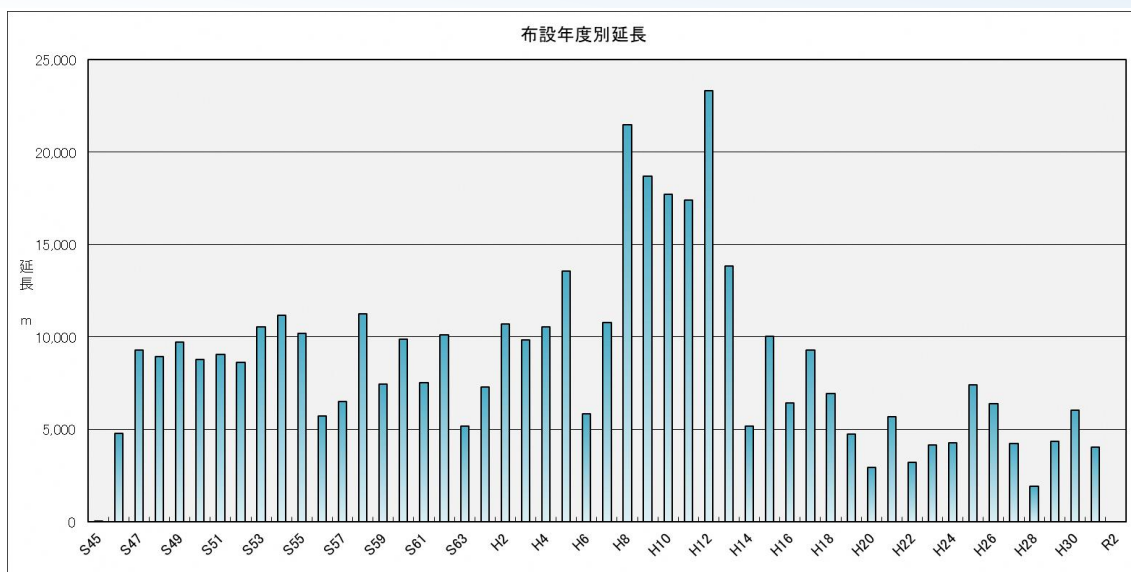


図 4.2-2 布設年度別延長

構造物と管路の総資産額は、約 389 億円でそのうち構造物が 13.4%、管路が 86.6% を占めています。

表 4.2-4 構造物及び管路の総資産額

工種	資産額	割合
構造物	5,188,011 千円	13.4%
管路	33,665,965 千円	86.6%
計	38,853,976 千円	100.0%

3) 基本条件

アセットマネジメントを実施するにあたって以下の基本条件を設定しました。

■基準年数

令和2年度(2020)

■検討期間

令和3年度(2021)～令和42年度(2060)の40年間

■更新基準年数

建築・土木・設備類：法定耐用年数×1.5倍(表4.2-5参照)

管路：実使用年数に基づき管種別に設定(表4.2-6参照)

ここで、更新基準年数は、厚生労働省の「更新基準の設定事例」を参考として、法定耐用年数の1.5倍としました。さらに更新基準年数から1.2倍(「簡易支援ツール」における初期値)としたときの更新需要について試算します。

表 4.2-5 建築・土木・設備類の更新基準年数の設定

工種	法定耐用年数	更新基準年数 [※]
建築	50	75
土木	60	90
配水池(SUS)	45	63
電気	15	23
機械	15	23
計装	—	23
その他1	40	60

表 4.2-6 管路の更新基準年数の設定(1/2)

管種区分	法定耐用年数	更新基準年数
铸铁管(ダクタイル铸铁管は含まない)	40	50
ダクタイル铸铁管 耐震型継手を有する	40	80
ダクタイル铸铁管 K形継手等を有するもののうち良い地盤に布設されている	40	70
ダクタイル铸铁管 (上記以外・不明なものを含む)	40	60
鋼管(溶接継手を有する)	40	70
鋼管(上記以外・不明なものを含む)	40	40
石綿セメント管	40	40
硬質塩化ビニル管(RRロング継手等を有する)	40	60
硬質塩化ビニル管(RR継手等を有する)	40	50
硬質塩化ビニル管(上記以外・不明なものを含む)	40	40

表 4.2-7 管路の更新基準年数の設定(2/2)

管種区分	法定耐用年数	更新基準年数
------	--------	--------

管種区分	法定耐用年数	更新基準年数
コンクリート管	40	40
鉛管	40	40
ポリエチレン管（高密度、熱融着継手を有する）	40	60
ポリエチレン管（上記以外・不明なものを含む）	40	40
ステンレス管 耐震型継手を有する	40	60
ステンレス管（上記以外・不明なものを含む）	40	40
その他（管種が不明のものを含む）	40	40

出典：実使用年数に基づく更新基準の設定例

管路の更新基準年数は、先進事業者の更新基準と機能劣化予測式による事故率及び耐震性能を考慮して管種毎に設定された「実使用年数に基づく更新基準の設定例（厚生労働省）」を踏襲しました。

4) マクロマネジメントの実施方法の検討

資産状況の整理を基にマクロマネジメントの検討手法の選定を行います。

① 更新需要の検討手法

固定資産台帳は整備されており、建設年度別の資産額は把握できますが、個別の施設・設備単位で管理していないことから「タイプ2（簡略型）」で実施します。

② 財政収支見通しの検討手法

収益的収支、資本的収支、資金収支等の検討が可能であり、簡易な財政シミュレーションを行い、資金残高や企業債残高を把握するため「タイプC（標準型）」で実施します。

	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1 (簡略型)	1A	1B	1C	
タイプ2 (簡略型)	2A	2B	2C	
タイプ3 (標準型)	3A	3B	3C	
タイプ4 (詳細型)				4D

4.2.2 将来見通し（更新を行わなかった場合の健全度）

1) 構造物及び設備

現有施設のうち構造物及び設備について、更新を実施しなかった場合の健全度の算出を行います。健全度の判断基準は、表 4.2-8 に示します。

表 4.2-8 健全度の判断基準

資産区分	算式
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の資産額（現在価値）
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の資産額（現在価値）
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産額（現在価値）

全体の構造物及び設備を対象とした将来の健全度の見通しは、全体で 51.9 億円のうち令和 3 年度で健全資産 35.5 億円、経年化資産 10.5 億円、老朽化資産 5.9 億円が 40 年後の令和 43 年度には老朽化資産が 27.3 億円まで増加し、約 53% を占めることとなります。

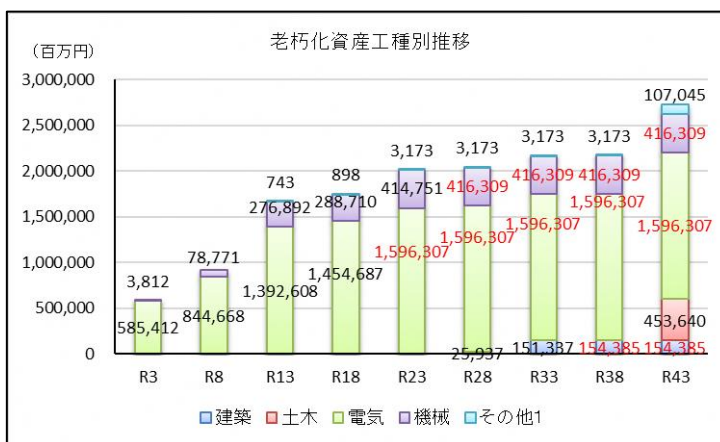
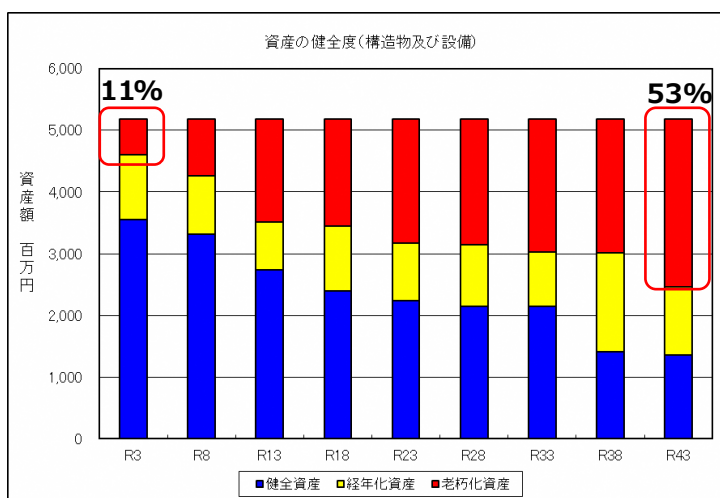


図 4.2-3 将来の健全度の見通し(構造物及び設備-全体)

工種別には、建築は 4.7 億円のうち令和 3 年度で 4.4 億円が健全資産ですが、令和 43 年度には、老朽化資産が 1.5 億円となります。

土木は 25.8 億円のうち令和 3 年度ですべて健全資産ですが、令和 43 年度には老朽化資産が 4.5 億円となります。

電気設備は 16.0 億円のうち令和 3 年度に老朽化資産が 5.9 億円で約 4 割を占めており、令和 23 年度にはすべての資産が老朽化資産となります。

機械設備は 4.2 億円のうち令和 3 年度に経年化資産が 2.2 億円で半数以上を占め、令和 28 年度には、すべての資産が老朽化資産となります。

2) 管路

現有施設のうち管路について、更新を実施しなかった場合の健全度の算出を行います。健全度の判断基準は、表 4.2-9 に示します。

表 4.2-9 健全度の判断基準

資産区分	算式
健全管路	経過年数が法定耐用年数以内の管路延長
経年化管路	経過年数が法定耐用年数の 1.0~1.5 倍の管路延長
老朽化管路	経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた管路延長

全体の管路を対象とした将来の健全度の見通しは、全体で 433.1km (φ75 mm 以上 385.5km) のうち令和 3 年度で健全管路 342.0km、経年化管路 91.2km が 40 年後の令和 43 年度には老朽化資産が 322.0km まで増加し、約 7 割を占めることとなります。

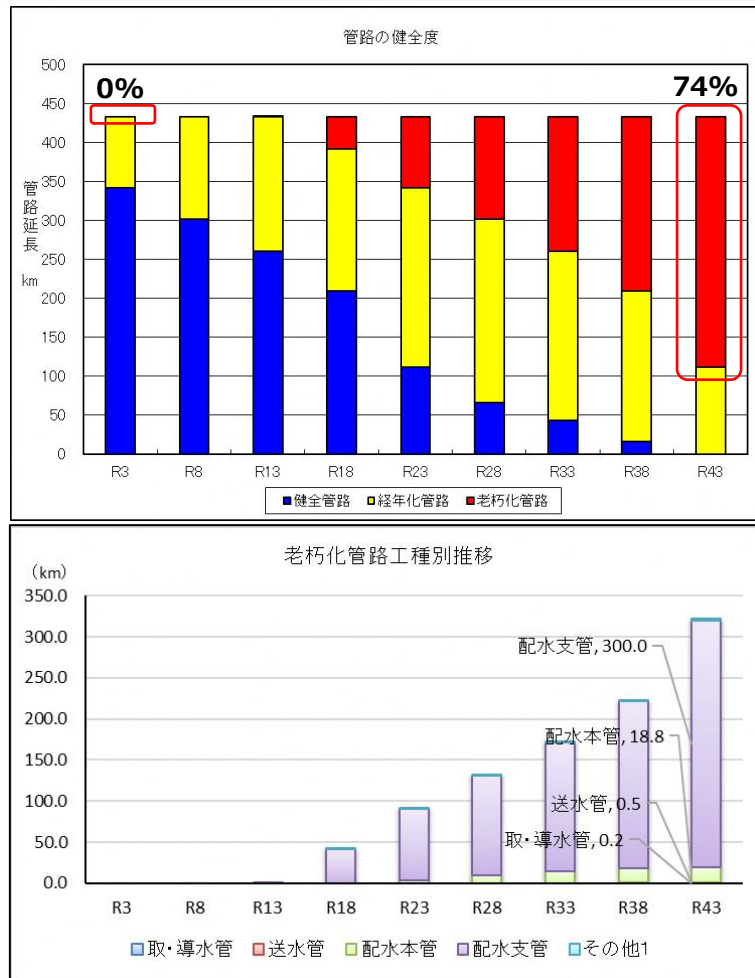


図 4.2-4 将来の健全度の見通し(管路-全体)

管路別には、取・導水管は 0.8km のうち令和 3 年度ですべて健全管路ですが、令和 43 年度には、老朽化管路が 0.2km となります。

送水管は 1.1km のうち令和 3 年度ですべて健全管路ですが、令和 43 年度には老朽化管路が 0.5km となります。

配水本管は 28.2km のうち令和 43 年度には老朽化管路が 18.8km となります。

配水支管は 398.6km のうち令和 43 年度には老朽化管路が 300.0km となります。

また、資産額においては、全体で 336.7 億円のうち令和 3 年度で健全管路が 257.0

億円、経年化管路が79.6億円ですが、40年後の令和43年度には老朽化管路が251.1億円まで増加し、約7割を占めることとなります。

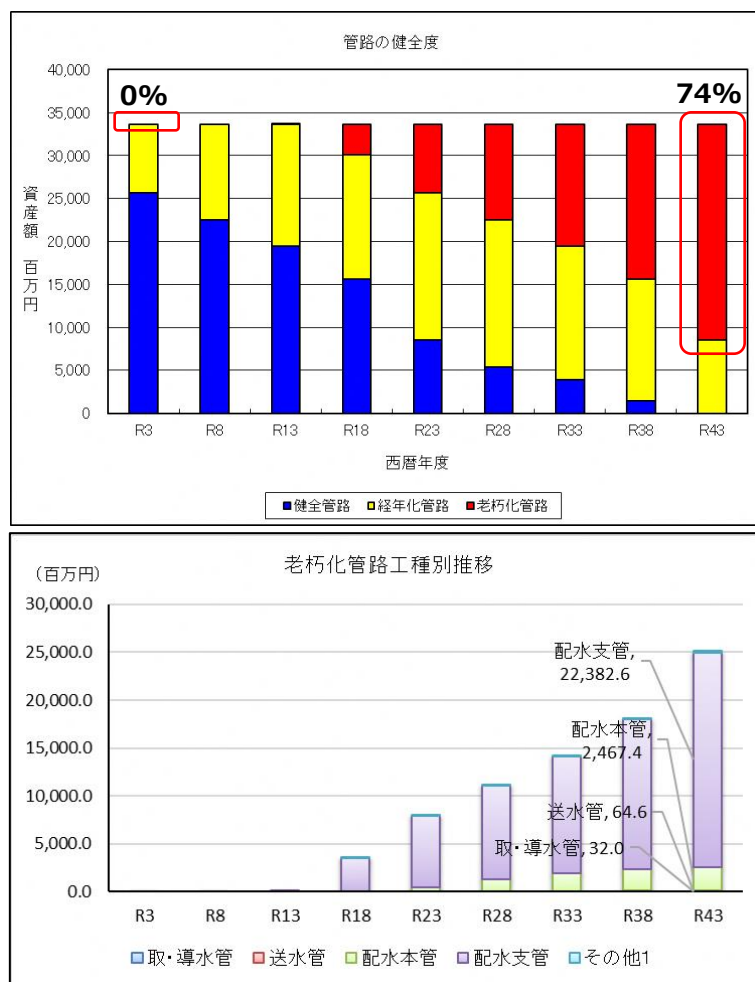


図 4.2-5 将来の健全度の見通し(管路-全体)

管路別には、取・導水管は1.1億円のうち令和3年度ですべて健全管路ですが、令和43年度には、老朽化管路が0.3億円となります。

送水管は1.4億円のうち令和3年度ですべて健全管路ですが、令和43年度には老朽化管路が0.6億円となります。

配水本管は37.2億円のうち令和43年度には老朽化管路が24.7億円となります。

配水支管は294.0億円のうち令和43年度には老朽化管路が223.8億円となります。

4.2.3 法定耐用年数で更新する場合の更新需要合計

現有施設の構造物及び設備、管路の更新需要の合計は、図 4.2-6 に示します。

更新需要が最も高くなるのは令和8年度から令和12年度の5年間で総額78.8億円になります。

また、令和3年度から令和42年度までの40年間では、総額459.7億円の更新需要が発生することになり、年平均では11.5億円の費用が見込まれます。

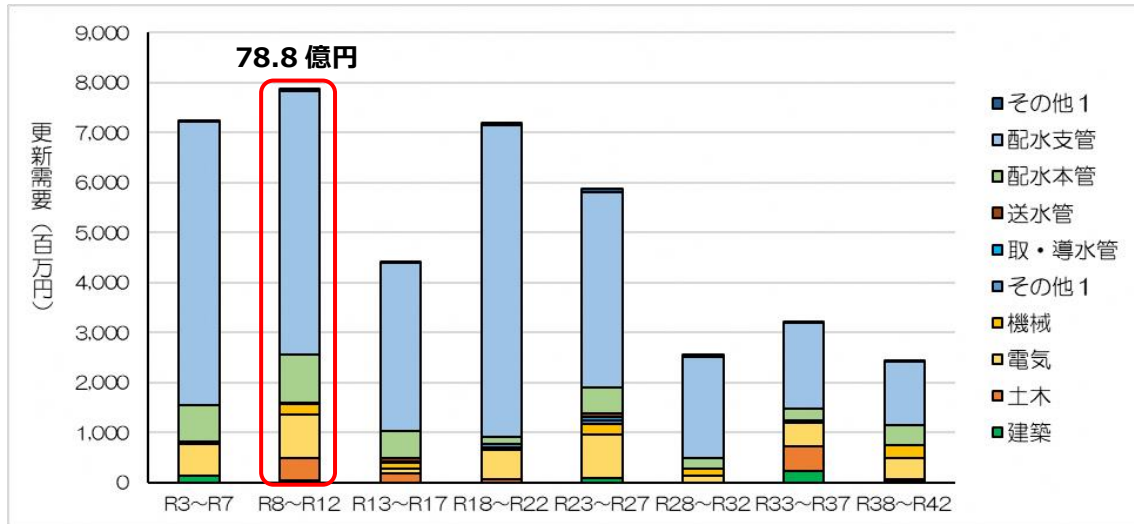


図 4.2-6 更新需要の見通し(構造物及び設備+管路)

表 4.2-10 更新需要の見通し(構造物及び設備+管路)

単位：百万円

区分	R3~R7	R8~R12	R13~R17	R18~R22	R23~R27	R28~R32	R33~R37	R38~R42	計	
									R3~R42	
建築	125	29	0	0	79	0	220	16	470	
土木	0	454	171	51	3	0	502	41	1,222	
電気	633	872	92	590	864	142	472	426	4,091	
機械	67	222	128	63	226	126	27	264	1,121	
その他1	1	2	0	54	55	3	5	8	129	
小計	826	1,579	390	759	1,228	271	1,226	755	7,034	
区分	R3~R7	R8~R12	R13~R17	R18~R22	R23~R27	R28~R32	R33~R37	R38~R42	計	
取・導水管	0	0	32	0	75	0	0	0	107	
送水管	0	0	65	0	74	0	0	0	139	
配水本管	709	970	528	161	513	202	244	391	4,327	
配水支管	5,679	5,284	3,364	6,231	3,919	2,039	1,715	1,265	34,039	
その他1	34	47	19	45	58	34	26	37	327	
小計	6,422	6,301	4,007	6,436	4,640	2,275	1,985	1,693	38,939	
計	7,247	7,880	4,398	7,196	5,867	2,546	3,211	2,447	45,972	

4.2.4 更新基準年数で更新する場合の更新需要合計

現有施設の構造物及び設備、管路の更新需要の合計は、図 4.2-7 に示します。

更新需要が最も高くなるのは令和38年度から令和42年度の5年間で総額60.8億円になります。

また、令和3年度から令和42年度までの40年間では、総額231.8億円の更新需要が発生することになり、年平均では5.8億円の費用が見込まれます。

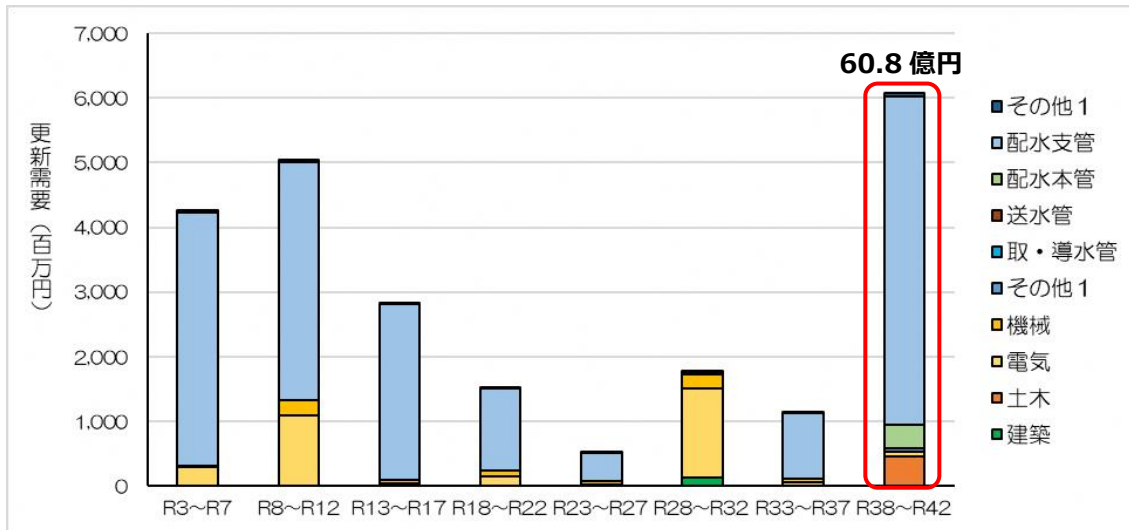


図 4.2-7 更新需要の見通し(構造物及び設備+管路)

単位：百万円

区分	R3~R7	R8~R12	R13~R17	R18~R22	R23~R27	R28~R32	R33~R37	R38~R42	計
									R3~R42
建築	0	0	0	0	26	125	3	0	154
土木	0	0	0	0	0	0	0	454	454
電気	303	1,090	49	155	0	1,388	47	70	3,101
機械	12	232	45	86	43	221	58	8	705
其他1	0	0	1	2	0	0	0	54	57
小計	314	1,322	95	243	69	1,734	108	586	4,471
区分	R3~R7	R8~R12	R13~R17	R18~R22	R23~R27	R28~R32	R33~R37	R38~R42	計
取・導水管	0	0	0	0	0	0	0	0	0
送水管	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配水本管	0	0	0	0	0	2	12	353	368
配水支管	3,915	3,684	2,715	1,258	436	35	1,016	5,090	18,148
其他1	27	32	16	23	20	5	12	53	189
小計	3,942	3,716	2,731	1,281	456	42	1,040	5,496	18,706
計	4,257	5,038	2,826	1,524	526	1,776	1,148	6,083	23,177

表 4.2-11 更新需要の見通し(構造物及び設備+管路)

4.2.5 更新基準年数の1.2倍で更新する場合の更新需要合計

現有施設の構造物及び設備、管路の更新需要の合計は、図 4.2-8 に示します。

更新需要が最も高くなるのは令和13年度から令和17年度の5年間で総額30.5億円になります。

また、令和3年度から令和42年度までの40年間では、総額159.4億円の更新需要が発生することになり、年平均では4.0億円の費用が見込まれます。

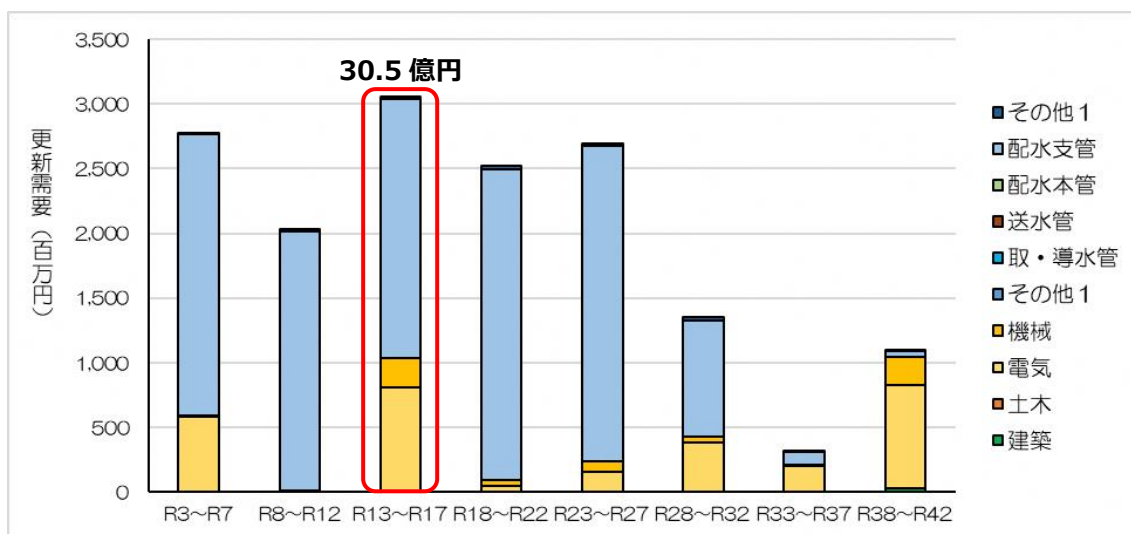


図 4.2-8 更新需要の見通し(構造物及び設備+管路)

単位：百万円

区 分	R3~R7	R8~R12	R13~R17	R18~R22	R23~R27	R28~R32	R33~R37	R38~R42	計	
									R3~R42	
建築	0	0	0	0	0	0	0	26	26	
土木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気	585	0	807	49	155	382	203	802	2,984	
機械	4	8	232	45	86	44	2	218	639	
その他1	0	0	0	0	1	2	1	0	3	
小計	589	8	1,039	94	241	428	206	1,047	3,652	
区 分	R3~R7	R8~R12	R13~R17	R18~R22	R23~R27	R28~R32	R33~R37	R38~R42	計	
									R3~R42	
取・導水管	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
送水管	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
配水本管	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
配水支管	2,177	2,010	1,997	2,404	2,438	895	104	48	12,151	
その他1	13	16	16	21	18	28	9	6	137	
小計	2,190	2,026	2,014	2,425	2,455	923	115	53	12,290	
計	2,779	2,034	3,052	2,519	2,697	1,351	320	1,100	15,942	

表 4.2-12 更新需要の見通し(構造物及び設備+管路)

4.2.6 法定耐用年数で更新する場合との比較

現有資産に対して法定耐用年数で更新を行った場合と更新基準年数で更新を行った場合、さらに更新基準年数の1.2倍で更新を行った場合の更新需要を比較します。

法定耐用年数で更新した場合の40年間の更新需要の総額は、459.7億円で年間11.5億円、更新基準年数で更新した場合は、総額231.8億円で年間5.8億円、更新基準年数の1.2倍で更新した場合は、総額159.4億円で年間4.0億円、法定耐用年数と比較して、更新基準年数では約49.6%、更新基準年数の1.2倍では約65.3%更新需要が軽減されます。

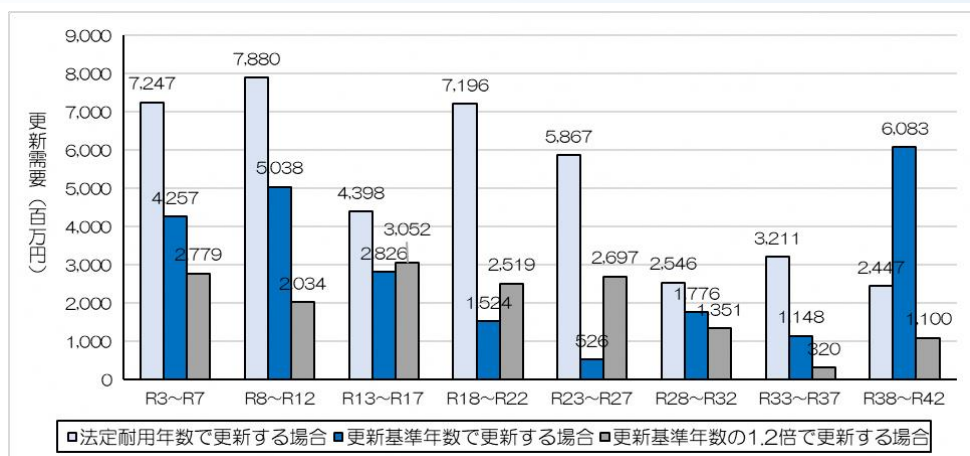


図 4.2-9 更新需要の比較(全資産)

表 4.2-13 更新需要の比較(全資産)

単位：百万円

区 分	R3~R7	R8~R12	R13~R17	R18~R22	R23~R27	R28~R32	R33~R37	R38~R42	計
									R3~R42
法定耐用年数で更新する場合	7,247	7,880	4,398	7,196	5,867	2,546	3,211	2,447	45,972
更新基準年数で更新する場合	4,257	5,038	2,826	1,524	526	1,776	1,148	6,083	23,177
更新基準年数1.2倍で更新する場合	2,779	2,034	3,052	2,519	2,697	1,351	320	1,100	15,942

<まとめ>

- ・ 固定資産台帳に基づき、現有資産に対してアセットマネジメントを実施しましたが、一部資産において工事単位で整理されているため、個別資産での評価が困難なことから、更新需要の検討手法は、簡略型の「タイプ2」に留まっています。
- ・ さらに、更新基準年数については国が示す更新基準の設定事例に基づき法定耐用年数の1.5倍とし、さらに「簡易支援ツール」により更新基準年数から指定倍率（1.2）での更新需要を試算しました。
- ・ その結果、更新需要は法定耐用年数で更新した場合、年平均11.5億円が更新基準年数×1.2の場合、年平均4.0億円となります。
- ・ 今回実施したアセットマネジメントは、暫定的な更新サイクルにおいて健全な水道施設を維持していくために必要な年間投資額の把握に留まっています。
- ・ しかし、アセットマネジメントは、中長期的な視点によって計画的な更新投資を行うことで、財源の裏付けを持たせることが重要です。
- ・ このことから、今後は、本市の実情に沿った更新基準年数を検討し、施設の重要度を考慮した更新需要を算定します。
さらに、これを踏まえた財政計画を立案することで、適正な財源を把握し、確実に更新投資を実行します。

4.3 財政収支の検討

4.3.1 経営目標

水道事業の経営状況を分析し、今後10年間の将来シミュレーションを踏まえて以下の経営目標を設定します。

1. 投資計画に基づいた適正な資金残高を確保します。

事業運営において一定程度の資金水準を確保することが必要となります。本市においては、今後の水道施設の更新や耐震化事業の増大することを受けて、毎年度一定規模の事業投資を行うことをから、適正な資金残高を確保します。

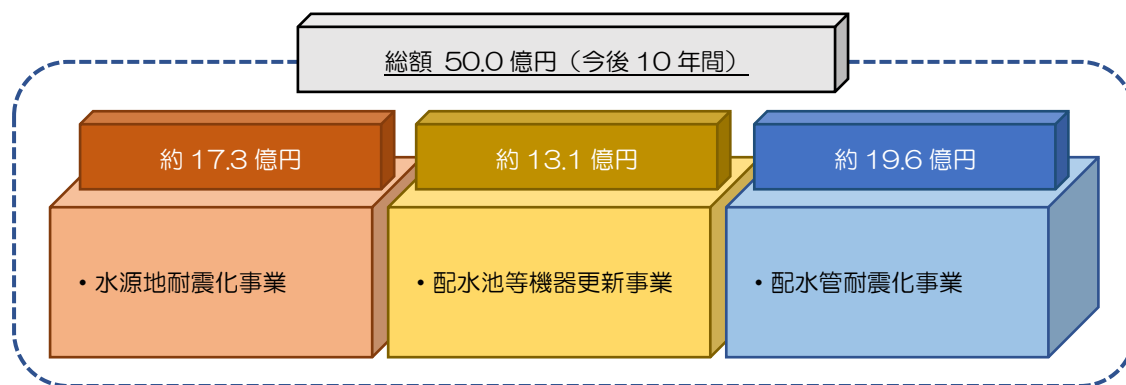
なお、本ビジョン計画期間中の料金改定は想定していませんが、今後の資金残高の減少を受け、適正な料金水準の検討を行います。

2. 次世代への負担を考慮し、企業債残高を適正に管理します。

施設整備のための所要財源のひとつである企業債は、償還期間が長期にわたるため、次世代への負担となります。給水収益の減少が見込まれる中で、収入規模に見合った水準を維持し、年度間の財源調整により負担を平準化する等、資金調達のあり方について検討を行います。

4.3.2 投資の見通し

水道施設の強靱化を図り、水道サービスの維持・向上を実現するために、以下の事業を実施していきます。



計画期間（令和 4 年度～令和 13 年度）における建設改良事業への投資見通しを以下に示します。

今後 10 年間の総事業費を 50.0 億円と見込んでいます。

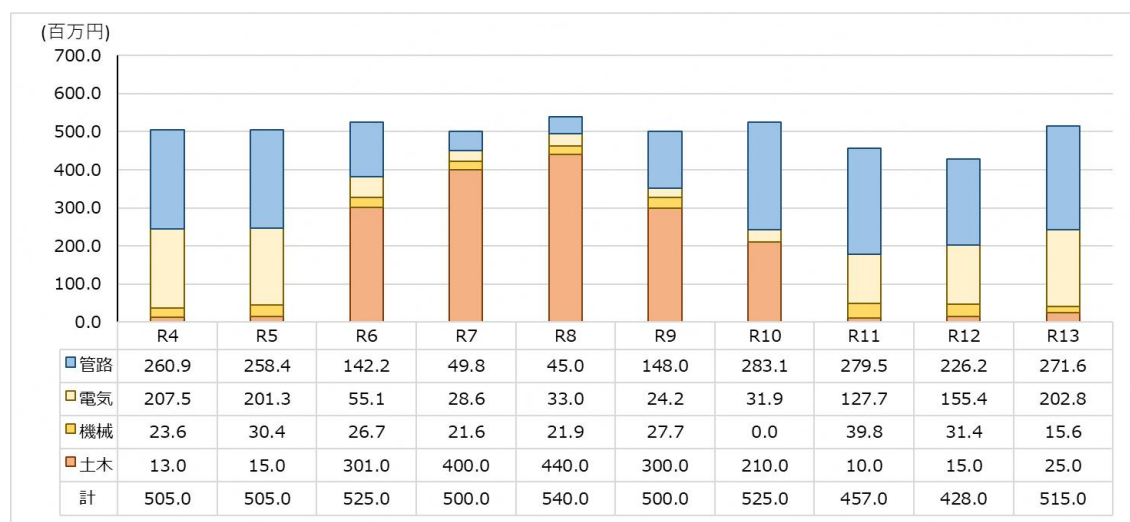


図 4.3-1 年間投資額の見通し

4.3.3 財源の見通し

1) 給水収益

給水収益は、令和4年度から令和13年度までの計画期間では、12.2億円程度で横這傾向となります。

ただし、今後は人口の減少や節水意識の高まりによって料金収入は減少することが予想されます。

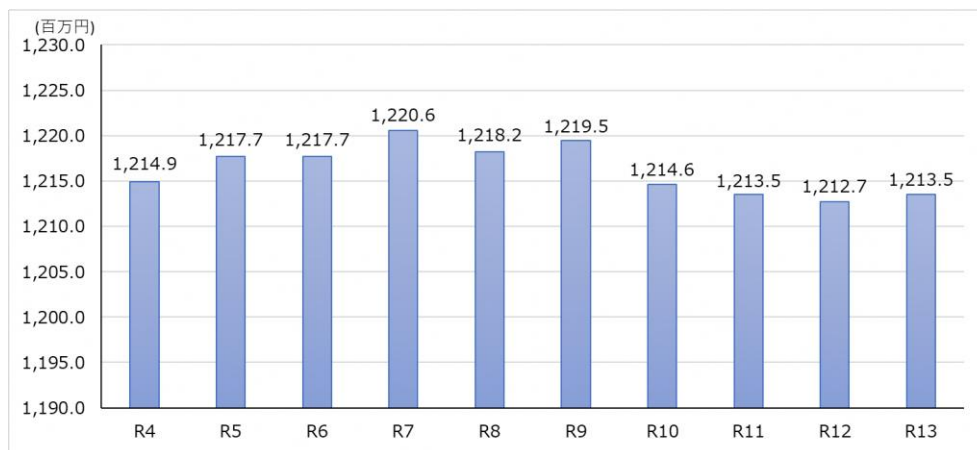


図 4.3-2 給水収益の推移

2) 企業債

企業債は、起債対象額に対して70%程度に抑制し、将来世代の負担を増大させないよう発行額を2.3億円から3.2億円とします。

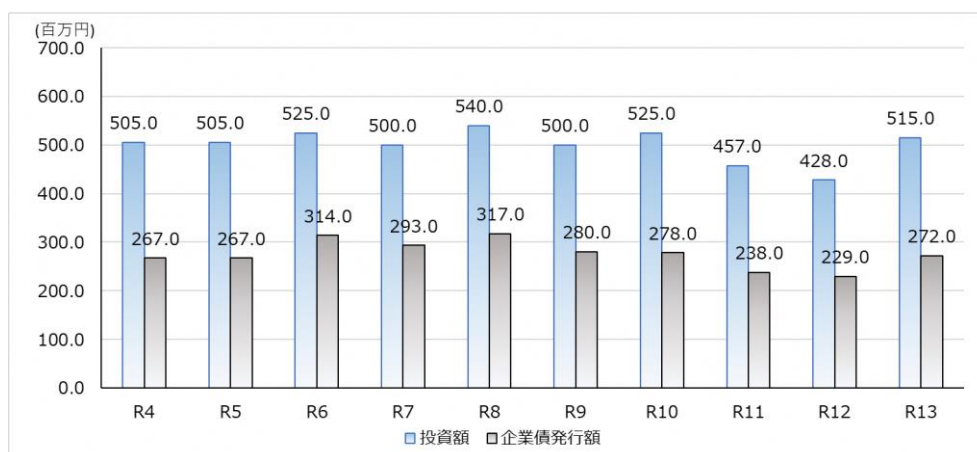


図 4.3-3 企業債発行額の推移

3) 繰入金

これまで水道料金を主な収入源として経営を行っており、一般会計からの繰り入れはほとんど行っていませんでした。今後は一般部局と協議した上で、総務省が定める繰出基準に基づき、適切な水準の繰入金を確保します。

4.3.4 財政収支の見通し

1) 収益的収支

収益的収支の見通しは、節水意識の高まりによる水使用量の減少によって料金収入の減少が見込まれます。そのため、経費削減などの経営努力を継続し、より効率的な事業経営を目指します。

令和9年度及び令和10年度については配水池等の既存施設の解体工事によって支出が収入を上回りますが、強靱な水道施設の構築のため適切な事業実施を行います。

安定的な事業運営のために収支均衡を保ち、十分な財源を確保します。

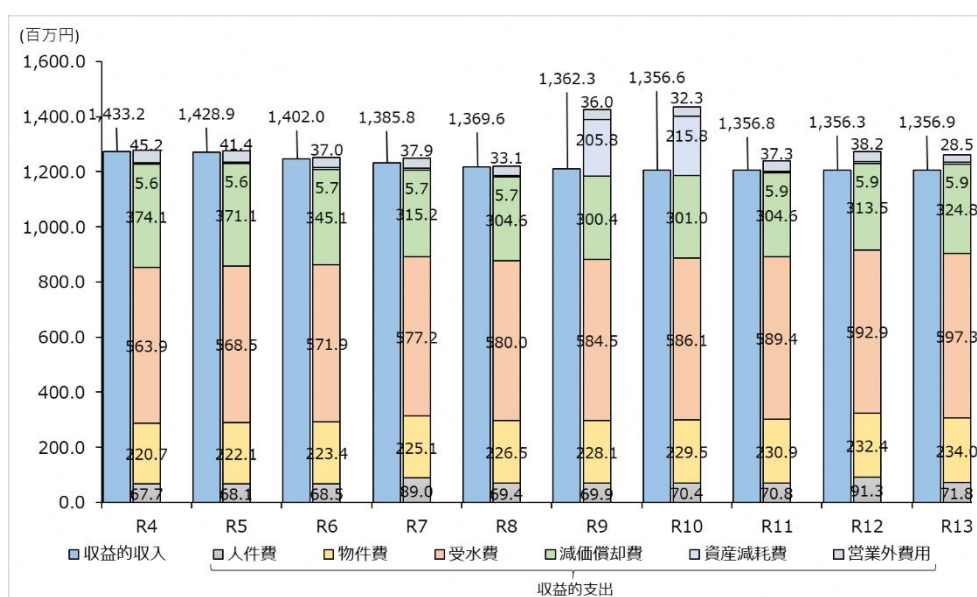


図 4.3-4 収益的収支の見通し

2) 資本的収支

資本的収支の見通しとしては、資本的収入を資本的支出が上回るため、企業債の借入や損益勘定留保資金等の補填財源の充当により資金を確保していきます。

ただし、企業債の借入額については、将来世代に過度な負担を残さない適正な金額を維持します。

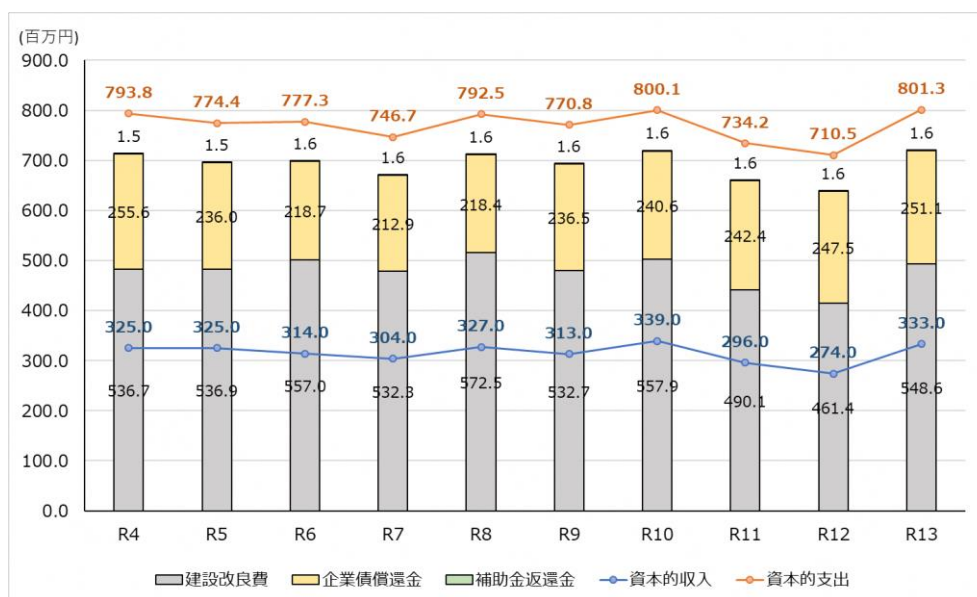


図 4.3-5 資本的収支の見通し

3) 資金残高

資金残高は、給水収益比率として令和4年度 68.35%（資金残高 830 百万円）、目標年度の令和13年度は 18.84%（資金残高 229 百万円）となり、10年後には 601 百万円も資金は減少します。

水道事業の運営にあたっては、資金の確保が不可欠となり、今後増大する更新需要や給水収益の減少等により、経営はより厳しくなります。

そこで、給水収益に対して適正な資金残高を確保するため、料金水準の検討を行い、持続的な水道を実現します。

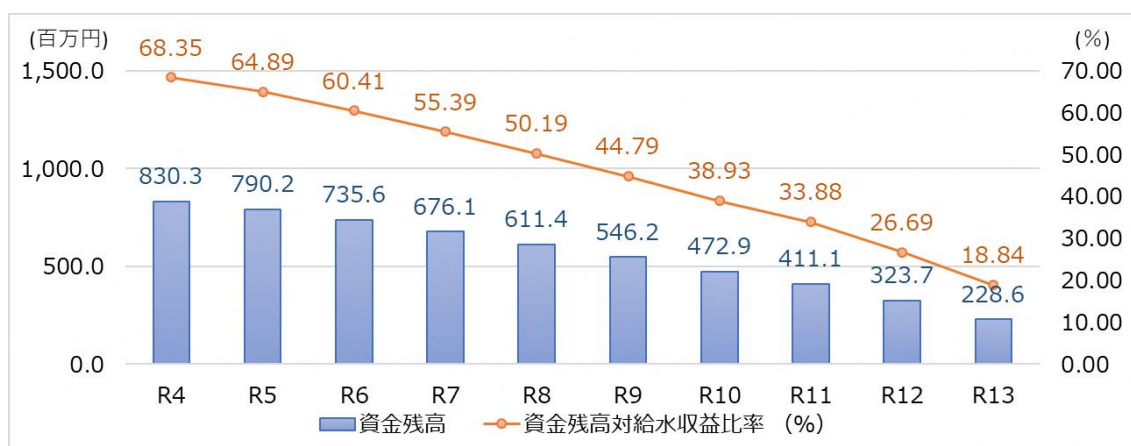


図 4.3-6 資金残高の見通し

4) 企業債残高

企業債残高は、給水収益比率として令和4年度296.15%（企業債残高3,598百万円）、目標年度の令和13年度は328.12%（企業債残高3,982百万円）となります。



図 4.3-7 企業債残高の見通し

<まとめ>

- ・水道事業においては、給水に係る原価を賄うことに加え、老朽化による更新や施設の強靱化に向けた耐震化の推進等により施設の改良を行う必要があります。さらに、建設改良工事の実施にあたって借り入れた企業債の償還等に要する資金を確保しなければなりません。
- ・ただし、収支均衡を図るため企業債の発行割合を高めると資金が確保できる一方で、次世代への負担が増大するなどトレードオフに陥ることから、持続可能な水道事業運営に支障をきたさないよう、安定的な資金を確保し、一層の経費節減に努め、健全な財政基盤を構築します。